

「クリエイティブ・ラボ・フクオカ協賛映画上映事業」に関するQ&A

1 応募全般について	
Q	A
(1) 応募期間、応募方法を教えてください。	応募期間は、6月21日（水）～6月30日（金）です。 応募方法は、電子メールのみ（郵送不可）でご応募をお願いします。 E-mail :contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp
(2) 提出書類を教えてください。	募集要項の、「8 応募方法（2）提出書類」（P2～P3）をご参照ください。
(3) 提出書類の作成にあたり事務局に相談してもよろしいでしょうか。	ご不明な点は、6月26日（月）までに様式第4号の質問書に記載し、事務局に電子メールでお送りください。 回答についてはホームページにて公表します。 ※電話による質問には、回答できません。
2 対象事業・対象事業者・協賛条件について	
Q	A
(1) 申込対象となる「事業者」はどのような人を含みますか。	「事業者」には、民間企業のほか、事業実施のために設置した実行委員会、法人格のない団体及び個人等も含みます。
(2) NPO、自治会、町内会等も募集対象となる「事業者」に該当しますか。	NPO、自治会、町内会等も募集対象となる「事業者」に該当します。
(3) 福岡市内で開催することが条件の様ですが、糸島市など福岡広域都市圏で行うものは助成の対象にはならないのでしょうか。	申し訳ございませんが、福岡都市圏は対象外です。福岡市内で開催される事業のみが対象です。
(4) 何故令和5年9月1日～同年10月31日に開催されるものでなければならぬのですか。	福岡市では、9月から10月にかけて「アジアを創る」をコンセプトに「アジアンパーティー」を開催予定であり、「アジアンパーティー」と連携し、相乗効果を生み出すため、同期間実施する映画上映事業を募集するものです。
(5) 採択された後、開催に向けて事務局と打ち合わせ等をしたときは、日時や曜日の制限はありますか。	打ち合わせ等については必要に応じた頻度で行います。 なお、打ち合わせ等の時間についてはできる限りご相談に応じますが、曜日は平日のみです。

3 対象経費について	
Q	A
(1) 対象経費に会場費がありませんが、会場として美術館や科学館といった公共施設を使用する場合は、使用料の減免を受けることは可能でしょうか。	各施設における規則に則ります。 福岡市の条例に定める要件に合致する場合は、減免できる可能性があります。
(2) 対象経費に「オンライン配信にかかる経費」とあるが、完全オンラインの映画上映事業についても本事業の対象となるか。	募集要項の「2 対象事業- (3) 」(P1)に記載のとおり、「福岡市内の会場で実施される事業」を条件としており、完全オンラインの映画上映事業は対象外です。 ただし、一部オンライン配信（監督・キャスト挨拶など）する際の経費については対象経費となります。
4 その他	
Q	A
(1) 協賛金の交付時期はいつになりますか。	協賛金のお支払いは、事業終了後概ね1か月以内に提出していただく「実施報告書及び収支決算書等」を精査し、適正に事業が実施されたことが確認された後に支給します。 なお、実施報告書提出後、概ね1か月以内に指定の口座にお振込みします。